

本シンポジウムの目的

大阪大学 山下典孝

民事司法にかかわる分野は、市民生活や経済活動にかかわる密接でかつ重要な分野である。また、今日の複雑な社会状況において公共的インフラとしても重要な役割を果たすものである。このような市民生活に密接かつ重要な分野であるにもかかわらず、実際には、民事司法は国民にとって利用しにくく、分かりにくく、また頼りとなる制度とはなっていない。

民事司法の利用の阻害となっている理由の1つとして、費用問題がある¹。この費用問題を解決する手段として、法律扶助制度の拡充、訴訟費用保険の拡充などが提唱されている²。例えば、交通事故件数が減少傾向にありながら、一般民事紛争の中で、交通事故を巡る裁判は増加傾向にあり、その原因の1つには自動車保険に付帯される弁護士費用補償特約（権利保護保険、弁護士保険³）の普及にあると言われている⁴。このように費用問題という障害を、保険を利用することにより解消することが実際に統計上の数字からも示されている。

しかし、このような弁護士費用等補償特約の普及に伴い、国民の裁判を受ける権利が格段に保障されてきたと肯定的な評価がある一方で、不必要な訴訟を助長している、高額な弁護士報酬が保険者に請求されている等、新たな問題が発生している⁵。

訴訟費用保険の一種である弁護士費用保険は、先述の通り、交通事故を中心として、それに加えて限定された範囲ではあるが日常家事生活を対象として普及してきた。

民事司法利用の費用障害を解消するために、弁護士費用保険の対象となる分野の拡充が数年前から弁護士会を中心に検討されてきた。近時、少額短期保険事業者において個人向けの対象分野拡大版の弁護士費用保険の開発販売が行われ、その後、損害保険会社においても同様に個人向けの対象分野拡大版の弁護士費用保険の開発販売が行われた。今後は、個人向けの対象分野拡大版の弁護士費用保険以外にも中小企業向けの弁護士費用保険の開発が検討されている⁶。

このような動きがあるなか、民事司法の利用を支援するための保険に関しては、これまで弁護士会を中心として活発に議論されてきた。そこでは主に司法アクセスの改善という観点を中心であり、法曹関係者による議論が主であった⁷。

¹ 民事司法を利用しやすくする懇談会『民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書』（2013年）60頁以下参照。

² 民事司法を利用しやすくする懇談会・前掲 81頁以下参照。

³ 日本弁護士連合会リーガル・アクセス・センター（日弁連 LAC）と協定した保険者が引き受ける弁護士費用保険のことを、特に「権利保護保険」又は「弁護士保険」と呼ぶことがある。

⁴ 読売新聞 2014年10月25日朝刊1頁、日本経済新聞 2015年5月23日朝刊2頁参照。

⁵ 前掲・読売新聞 39頁、前掲・日本経済新聞 2頁参照。

⁶ 日本弁護士連合会主催の第19回業務改革シンポジウム第7分科会「弁護士保険制度の発展とその可能性」においては資料として中小企業向け権利保護保険のモデル約款案が示されている。

⁷ 日本弁護士連合会主催の第17回、第18回、第19回の業務改革シンポジウムにおいて権利保護保険が各分科会のテーマとしてあげられている

http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/event/gyoukaku_sympto.html#Y2011）。

第17回業務改革シンポジウム第7分科会

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/17th_keynote_report_7.pdf

第18回業務改革シンポジウム第5分科会

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/18th_keynote_report_5_tr.pdf

民事司法利用支援の保険が果たす役割を実務的な側面とは別に理論的にも研究を進める必要があると考えられる。理論的な裏付けがなければ、将来的な発展や今後、生じる問題についても適切な解決方法を見出すことは難しいと考えるからである。また市民生活に密接かつ重要な分野でありながら、理論的な研究がなされていないことも学問の発展や社会の発展から考えても問題があると考えられるからである⁸。

本シンポジウムでは、これまでの民事司法利用支援として重要な役割を担ってきた弁護士費用保険に関する問題について、法曹の立場から、近時生じている問題についてご報告を頂き、問題点をまず明らかにしたいと考えている。次に、従来、法律問題を中心として議論が展開されてきたが、法と経済学の見地から、近時問題となっている高額な弁護士報酬を巡る問題や、民事司法利用支援における保険制度の役割の意義について検討を頂くことにしたい。その後、民事司法利用支援のために、これまで実際に損害保険商品を開発してきた損害保険会社の方から、開発を巡るこれまでの問題や今後、問題となる点の報告を頂くこととしたい。

次に、民事司法利用支援が問題となるのは損害保険だけではなく生命保険の分野においても、例えば保険契約者等の権利保護を実現する手段として生命保険会社が付随業務等として一定の役割を果たすことも考えられる。このような観点から保険契約者等の権利保護と生命保険分野の対応についてご報告頂くことにしたい。

最後に、民事司法において重要な役割を担う弁護士等の過誤の問題について、近時、日本弁護士連合会においても検討されている「依頼者保護給付金制度」も含めた依頼者保護制度の課題について報告を行うこととしたい。これも民事司法の利用を背後から支える保険制度の利用にあたりと考えるからである。

これら5つの報告で示された課題や問題を中心に、パネルディスカッション、会場からの質問に対する質疑応答を行うことを予定している。

これらの議論を踏まえ、多くの方が民事司法利用支援における保険の役割に興味を頂き、本シンポジウムで明らかになった課題や問題について、一人でも多くの方が関心を持ち研究テーマの1つに加えて頂くことができると考えている⁹。

⁸ もっともこのような考え方とは異なり、実務的な問題に過ぎず学問的な価値など無いという考え方もあり得るであろう。このような考え方が正しいかも本シンポジウムの内容次第となる。

⁹ 本シンポジウムは、公益財団法人民事紛争処理研究基金による共同研究助成の成果の一部である。